

# 就労証明書を記入する前にお読みください

## ◇ 就労証明書（標準様式）の使用・作成にあたって ◇

令和6年度申込受付分より、就労証明書を作成する事業者の負担軽減の観点から、国において作成された標準的な就労証明書の様式を使用します。

また、多可町ではこども未来課にて受付を行う認定こども園・保育所等の入園申込み及び現況届と学童保育入所申込みに使用する就労証明書の様式は兼用です。

## ◇ 記載要領・記入例について ◇

就労証明書のデータ（ExcelおよびPDF）、記載要領、記入例を多可町のホームページに掲載しています。

下記のホームページアドレス又は2次元バーコードを読み取ってご確認ください。

記載内容に不備がある場合は、訂正や追記をご依頼することになりますので、記載要領・記入例をご確認のうえ作成いただくよう、お願いいたします。

【多可町ホームページ】

[https://www.town.taka.lg.jp/category\\_guide/detail/id=29714](https://www.town.taka.lg.jp/category_guide/detail/id=29714)

・（目的から探す）

入園・入学> こども園・保育所等> 令和6年度教育・保育施設入園申込みについて

・（カテゴリから探す）

子育て> こども園・保育所等> 令和6年度教育・保育施設入園申込みについて



## ◇ 保護者の皆さまへ ◇

- ・ 就労証明書の最下部の保護者記載欄のみ記載してください。
- ・ きょうだいで同時に申請する場合は、原本を1部提出していただくことで受付可能です。
- ・ **【注 意】 事業者名が記名されている就労証明書を就労先事業者等に無断で作成または改変を行ったときには、刑法（有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪または私電磁的記録不正作出罪）の罪に問われる場合があります。**  
**虚偽の記載を行った場合には、申込者の利用決定を取り消す場合があります。**
- ・ **【お願い】 就労証明書の作成を就労先事業者等に依頼する際は、この用紙と併せて記入例もお渡しください。**

## ◇ 事業者の皆さまへ ◇

- ・ 就労証明書は、保育の支給認定及び利用調整（選考）の際に必要な資料となるため、勤務先の担当の方が事実のとおりにご記入ください。
- ・ 就労証明書に押印欄はありませんが、押印いただいても差し支えありません。
- ・ 記入漏れ等がある場合は、担当者に問合せをすることがあります。
- ・ 就労証明書の最下部の保護者記載欄以外は勤務先の担当者の方が作成してください。
- ・ 手書きで記入する場合は、ボールペン（消えるペンや鉛筆等不可）で記入してください。
- ・ 内容を訂正する際は、修正テープ等を使用せず、訂正箇所を二重線で抹消の上、余白部分または備考欄に正しい内容を記載してください。

## ◇ 作成に関する問い合わせ先 ◇

〒679-1192

兵庫県多可郡多可町中区中村町123番地

多可町教育委員会 こども未来課

TEL：0795-32-2385

FAX：0795-32-4318